

2 行政改革大綱アクションプランの修正（案）

1 分権型社会に対応した自治体のあり方

(1) 協働と参画による行財政運営

① 市民参画の推進とその方法

1-(1)-①-A

項目名	自治基本条例に基づいたまちづくり					
担当部署	企画課					
目的	市民一人ひとりがまちづくりに参加し、市、議会と協働してまちづくりを進めていくことにより、先人の築いてきたやすらぎと文化の香りに満ちた山陽小野田市を、「住んでいることを誇れるまち」、「未来へ責任を持ち、夢のあるまち」にしていく。					
平成24年度までの取組内容	自治基本条例をつくる会…平成19年4月から平成22年3月まで88回開催 自治基本条例フォーラム…平成20年7月開催 約200名の参加があった 市役所内プロジェクトチーム…平成22年4月から平成22年9月まで9回開催 パブリックコメント…平成22年12月に実施 11件の意見の提出があった 自治基本条例審査特別委員会…平成23年3月から平成23年12月まで16回開催 平成24年1月1日付で山陽小野田市自治基本条例を施行したことにより、所期の目的を達成した。 (議会でも平成21年12月から平成24年3月まで52回の委員会を経て、平成24年4月1日付で「山陽小野田市議会基本条例」を施行した。)					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	着手	検討	検討	検討	完了	継続
平成25年度以降の取組内容	平成24年1月1日付で施行した自治基本条例に基づいて、他の条例又は規則の制定又は改廃に当たってはこの条例の趣旨を生かして、「市民が主役のまちづくり」の実現を目指して、まちづくりに取り組む。社会経済状況の変化等に応じて、5年を超えない期間ごとに条例の見直しを行う。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	継続	継続	見直し	実施	継続	継続

1-(1)-①-B

項目名	市民意見公募(パブリックコメント)の実施					
担当部署	企画課、関係各課					
目的	市民サービスに直接影響を及ぼす基本的な行政事項について、その決定過程で広く市民の意見を聴取し、行政運営に反映させる。					
平成24年度までの取組内容	要綱に従って広報紙やホームページでパブリックコメントを実施している。対象となる案件は、市の基本構想及び施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画等の策定・改定や、市民に義務を課し、若しくは権利を制限する内容を含む条例の制定・改廃等である。実施については、庁議に諮った後に決裁処理をしている。 パブリックコメントにかけた件数と提案のあった意見の件数は以下のとおり。 平成19年度:6件・257件、平成20年度:7件・37件、平成21年度:4件・12件 平成22年度:2件・22件、平成23年度:8件・5件、平成24年度:5件・36件 本制度は、要綱に従って、必要な案件について適切に運用されている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	継続	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	現行の市民意見公募(パブリックコメント)制度を適正に実施することで、市民の市政への参加を促進する。また、市の政策形成過程における透明性、公正性の確保を図り、市民への説明責任を果たして、市民と行政との協働のまちづくりを推進していく。 当制度を適用する案件(自治基本条例、総合計画基本計画の見直し、地域防災計画ほか)については、市民への適正な情報提供を行い、情報を得る機会を確保するように努める。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	継続	継続	継続	継続	継続	継続